

議案第71号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成27年10月1日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合」を「石橋地区消防組合」に、「芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「芳賀地区広域行政事務組合」に、「栃木県後期高齢者医療広域連合」を「栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合」に改める。

別表第2第4条第3号に掲げる事務の項中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合」を「石橋地区消防組合」に、「芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「芳賀地区広域行政事務組合」に、「宇都宮西中核工業団地事務組合」を「宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合」に改める。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合」を「石橋地区消防組合」に、「芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「芳賀地区広域行政事務組合」に、「栃木県後期高齢者医療広域連合」を「栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合」に改める。

別表第2第4条第7号に掲げる事務の項中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合 芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「石橋地区消防組合 芳賀地区広域行政事務組合」に、「塩谷広域行政組合」を「塩谷広域行政組合 那須地区消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成27年10月1日から施行する。